

積立式期日指定定期預金規定

1.(預入れの方法等)

- (1) 積立式期日指定定期預金(以下、「この預金」といいます。)の預入れは1回100円以上とします。
- (2) この預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れることができます。

2.(期間、継続の方法等)

- (1) この預金は預入れの都度、個別に3年後の応当日を最長預入期限とする期日指定定期預金とします。
- (2) 期日指定定期預金は継続の停止または解約の申出のない限り最長預入期限に元利合計額をもって期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても以後同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときは、その最長預入期限)までにその旨を申出てください。

3.(預金の支払時期)

この預金は、次に定める満期日以後に支払います。

- (1) 満期日は預入日から1年後の応当日(据置期間満了日)以後、最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。
満期日を指定する場合は、当店に対して1か月前までに通知を必要とします。なお、満期日は口座番号単位もしくは預入単位ごとに指定することができます。また、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- (2) 前項による満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。
- (3) 第1項により定められた満期日から1か月経過しても解約されなかった場合もしくは最長預入期限が到来した場合は、同項による満期日の指定がなかったものとし、引き続き最長預入期限に自動継続として取扱います。

4.(利息)

- (1) この預金の利息は、次のとおり計算します。

預入期間ごとにその預入日(継続した時はその継続日)から満期日の前日までの日数(以下、「約定日数」といいます。)について、預入日(継続した時はその継続日)現在における次の預入期間に応じた利率によって計算します。

A 1年以上2年未満...当金庫所定の「2年未満」の利率

B 2年以上.....当金庫所定の「2年以上」の利率(以下、「2年以上利率」といいます。)

前号の利率は、当金庫所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額について、その預入日(すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。

- (2) この預金の全部または一部について満期日を指定した場合の前項の利息(継続を停止した場合の利息を含む)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。この場合の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日ま

たは、書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (3) この預金を定期預金等共通規定第3条第1項により満期日前に解約する場合および定期預金等共通規定第3条第5項の規定により解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（少数点第3位以下は切捨てます。）

| 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
|-------------|----------------|
| 6か月以上1年未満 | 2年以上利率×40% |
| 1年以上1年6か月未満 | 2年以上利率×50% |
| 1年6か月以上2年未満 | 2年以上利率×60% |
| 2年以上2年6か月未満 | 2年以上利率×70% |
| 2年6か月以上3年未満 | 2年以上利率×90% |

- (4) この預金の付利単位は1年とし、1年を365日として日割で計算します。

以上

2020年4月1日現在